

※ 処理 事項	整理番号	事務所	法人番号	申告区分
---------------	------	-----	------	------

受付印

平成 年 月 日
山口県 県税事務所長 殿

所在地 (本県が支店等の場合は本店所在地を併記)	事業種目	申告年月日
(電話)	期末現在の資本金の額又は出資金の額 (解散日現在の資本金の額又は出資金の額)	申告年月日
法人名	同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	申告年月日
代表者 自署押印	期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	申告年月日
経理責任者 自署押印		申告年月日

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分の 道府県民税の 申告書※

業 所 得 割		課 税 標 準	税率(100)	税 額	備考
所得金額総額	33	兆 十億 百万 千 円			(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額
年400万円以下の金額	34	000		00	試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額
年400万円を超え年800万円以下の金額	35	000		00	国際戦略総合特別区域において機械等取得した場合等の法人税額の特別控除額
年800万円を超える金額	36	000		00	還付法人税額等の控除額
計 33+34+35+36	37	000		00	退職年金等積立金に係る法人税額
軽減税率不適用法人の金額	38	000		00	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①+②+③-④+⑤
付加価値額総額	39				2以上の道府県に事業所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額
付加価値額	40	000		00	法人税割額 (6)又は(7)×100
資本金等の額総額	41				外国の法人税等の額の控除額
資本金等の額	42	000		00	仮装経理に基づく法人税割額の控除額
収入金額総額	43				利子割額の控除額 (控除した金額29)
収入金額	44	000		00	差引法人税割額 (8)-(9)-(10)-(11)
合計事業税額 37+40+42+44又は38+40+42+44	45			00	既に納付の確定した当期分の法人税割額
仮装経理に基づく事業税額の控除額	46			00	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	48			00	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 (22)
所得割 50		00		00	この申告により納付すべき法人税割額 (12)-(13)-(14)+(15)
資本割 52		00		00	算定期間中において事務所等を有していた月数
収入割 53		00		00	円×12
④のうち見込納付額	54			00	既に納付の確定した当期分の均等割額
この申告により納付すべき道府県民税額 ⑤+⑥	55			00	この申告により納付すべき均等割額 ⑧-(9)-(10)
この申告により納付すべき道府県民税額 ⑤+⑥	56+57			00	②のうち見込納付額
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額	59			00	差引 ②①-②②
租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額	61			00	特別区分の課税標準額
②のうち見込納付額	63			00	同上に対する税額 24×100
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(43))	65				市町村分の課税標準額
損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	66				同上に対する税額 26×100
損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	67				利子割額 (控除されるべき額) 控除した金額 (30)-(31)-(32)のうち少ない額
益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	68				控除することができなかった金額 28-29
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額	69				既に還付を請求した利子割額
仮計 65+66+67-68-69	70				既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 31-(32)-(33)
繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	71				利子割還付額の均等割への充当 ☐ 希望する ☐ 希望しない
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(48))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(56))	72				中間納付額 74 兆 十億 百万 千 円
決算確定の日 平成 年 月 日 法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	73				利子割額 75
解散の日 平成 年 月 日 残余財産の最後の分配又は引渡しの日					銀行 支店
申告期限の延長の処分(承認)の有無 事業税 有・無 法人税 有・無 法人税の申告書の種類 青色・その他					還付請求 還付を受けようとする金融機関及び支払方法
この申告が中間申告の場合の計算期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額 円					口座番号(普通・当座)
翌期の中間申告の要否 要・否 国外関連者の有無 有・無					

(道府県民税)

署名押印

(電話)

※ 処理 事項	整理番号	事務所	法人番号	申告区分
---------------	------	-----	------	------

受付印

平成 年 月 日
山口県 県税事務所長 殿

この申告の基礎となる修正決定による。	申告年月日
法人税の平成 年 月 日	年 月 日

所在地 (本県支店等 の場合は本店 所在地と併記)	事業種目
(ふりがな)	期末現在の資本金の額 又は出資金の額 (解散目現在の資本金の額 又は出資金の額)
法人名	同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの 非中小法人等
(ふりがな) 代表者 自署押印	期末現在の資本金等の額 又は連結個別資本金等の額
経理責任者 自署押印	

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税の申告書※

(事業税)	摘要	課税標準	税率(100)	税額	(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によ って計算した法人税額	①	亮 十億 百万 千 円
	所得金額総額 (70-71)又は別表5②	③			試験研究費の額に係 る法人税額の特別控 除額	②	
	年400万円以下の 金額	③4	000	00	国際戦略総合特別区 域において機械等を 取得した場合等の法 人税額の特別控除額	③	
	年400万円を超え年 800万円以下の金額	③5	000	00	還付法人税額等の控 除額	④	
	年800万円を超える 金額	③6	000	00	退職年金等積立金に 係る法人税額	⑤	
	計 ③4+③5+③6	③7	000	00	課税標準となる法人 税額又は個別帰属法 人税額 ①+②+③-④+⑤	⑥	000
	軽減税率不適用法人 の金額	③8	000	00	2以上の道府県に事 務所又は事業所を有 する法人における課 税標準となる法人税 額又は個別帰属法人 税額 ⑥又は⑦×100	⑦	000
	付加価値額総額	③9			法人税額 (⑥又は⑦×100)	⑧	
	付加価値額	④0	000	00	外国の法人税等の額 の控除額	⑨	
	資本金等の額総額	④1			仮装経理に基づく法 人税額の控除額	⑩	
資本金等の額	④2	000	00	利子割額の控除額 (控除した金額②9)	⑪		
収入金額総額	④3			差引法人税額 ⑧-⑨-⑩-⑪	⑫	00	
収入金額	④4	000	00	既に納付の確定した 当期分の法人税額	⑬	00	
合計事業税額 ③7+④0+④2+④4又は③8+④0+④2+④4	④5			租税条約の実施に係 る法人税額の控除額	⑭		
仮装経理に基づく 事業税額の控除額	④6			既に還付請求利子割 額が過大である場合 の納付額(②2)	⑮	00	
税制条約の実施に係 る事業税額の控除額	④8			この申告により納付 すべき法人税額 ⑫-⑬-⑭+⑮	⑯	00	
所得割 ⑤0	00	00	00	算定期間中において 事務所等を有していた 月数	⑰	月	
資本割 ⑤2	00	00	00	円× $\frac{⑰}{12}$	⑱	00	
収入割 ⑤3	00	00	00	既に納付の確定した 当期分の均等割額	⑲	00	
⑤4のうち見込納付額	⑤4			この申告により納付 すべき均等割額 ⑲-⑲	⑳	00	
差引 ⑤5				この申告により納付 すべき道府県民税額 ⑲+⑳	㉑	00	
⑤5のうち見込納付額	⑤5			②1のうち見込納付額	㉒		
差引 ⑤6				特別区分の課税標準 額	㉓	000	
⑤6のうち見込納付額	⑤6			同上に対する税額 ②4×100	㉔		
市町村分の課税標準 額	⑤7			同上に対する税額 ②5×100	㉕	000	
⑤7のうち見込納付額	⑤7			同上に対する税額 ②6×100	㉖		
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得 金額(法人税の明細書(別表4)の(43))	⑤8			利子割額 (控除されるべき額)	㉗		
損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及 び復興特別所得税額	⑤9			控除した金額 (②8-②9-③0と㉗のうち 少ない額)	㉘		
損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等 損失準備金勘定への繰入額	⑥0			控除することができ なかつた金額 ㉘-㉙	㉙		
益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等 損失準備金勘定からの戻入額	⑥1			既に還付を請求した 利子割額	㉚		
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課さ れた外国法人税額	⑥2			既に還付請求利子割 額が過大である場合 の納付額 ㉚-㉛(㉙)	㉛		
仮計 ⑥5+⑥6+⑥7-⑥8-⑥9	⑦0			利子割還付額の均等 割への充当 ☐ 希望する ☐ 希望しない			
繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等 があった場合の欠損金額等の当期控除額	⑦1			中間納付額 ⑦4	亮 十億 百万 千 円		
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(48))又は個別 所得金額(法人税の明細書(別表4)の(56))	⑦2			利子割額 ⑦5			
決算確定の日 平成 年 月 日	⑦3			還付を受けようとする 金融機関及び支払方法	銀行 支店		
解散の日 平成 年 月 日				口座番号(普通・当座)			
申告期限の延長の有無	事業税 有・無 法人税 有・無	法人税の申告書の種類	青色・その他				
この申告が中間申告の場合の計算期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人税の当期の確定税額又は 連結法人税個別帰属支払額	円				
		翌期の中間申告の要否	要・否				
		国外関連者の有無	有・無				

(道府県民税)

署名押印
関与税理士

(電話)